

第 290 号

《今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する》

きゃっちぼーる

前田勝昭公認会計士事務所
名古屋市中区金山 1-14-18 A-PLACE 金山 5F
Tel. 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096

平成 27 年 8 月 10 日

<http://www.maeda-cpa.com/>

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 289 回

今年も残り 5 ヶ月となりました。ほんとうに月日が過ぎるのは早いものですね。ところで、皆様の今年の目標は達成できてきていますか？
え！！ 達成できてない。
理由は何ですか？ そして達成するための課題は何ですか？
しっかり課題を調べて対処してください。一步一步解決していきましょう。
ところで、現状の課題をしっかり認識するための条件が次の言葉ですね。再確認してください。

すなわち

‘者に聞くな、物に聞け’ですね。
者とは人のこと、物とは現場、商品、製品、そして証憑書類のことです。
誤って認識し、間違った手を打ったら大変なことになりますね。

必ずお願いします。
今年もあと少しですが、頑張って目標を達成しましょう。

追伸:利益計画、物づくり補助金等には、認定支援機関の前田会計をご利用ください。

前田の《今人生を語る》第 194 回

めざめよ日本人 (117)

私の信念は、「自分のことは自分で守る、国のことは国民自らが自分で守る」です。
そうすると、今我々がやらなければいけないことが見えてきます。
そして、なんとかなるさという想いはなくなります。

欠損金の繰越控除

松村 英治

「欠損金の繰越控除」は、法人が税務上の欠損金が発生した場合に、その欠損金を繰越し、翌期以降の課税所得と相殺することで税負担を軽減する制度です。

大法人（資本金 1 億円超の普通法人等）の欠損金の繰越控除制度の改正

青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度における控除限度額が、**段階的に引き下げられています。**

- ① 平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する繰越控除をする事業年度について、控除限度額はその繰越控除前の所得金額の **65%** になります
- ② 平成 29 年 4 月 1 日以降に開始する繰越控除をする事業年度について、控除限度額はその繰越控除前の所得金額の **50%** となります

中小法人等（資本金 1 億円以下の普通法人）については、**現行どおり所得金額の全額を控除**できます

「欠損金の繰越期間の延長」

中小企業含め、**平成 29 年 4 月 1 日以後**に開始する事業年度において生じた、青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間が **10 年に延長**されました。

⇒ この改正に伴い、欠損金の繰越控除制度の適用に係る**帳簿書類の保存期間**も 10 年に延長されました。

改正概要		現行	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
大企業	控除限度	80%	65%	—	50%
	繰越期間	9 年	9 年	—	10 年(※)
中小企業	控除限度	100%	—	—	—
	繰越期間	9 年	—	—	10 年(※)

※ 平成 29 年度以降生じる欠損金について 10 年間、繰越可能